

松本歯科大学紀要投稿要綱

(目的)

1. 松本歯科大学紀要は、研究成果の発表を目的とし、年1回発行する。

(投稿資格)

2. 投稿者は、本学の教育職員を原則とする。但し、編集委員会において適当と判断した者については投稿を認めることがある。

(執筆要領)

3. 投稿原稿は、他誌に未発表のものに限り、その執筆要領は以下のとおりとする。
 - (1) 和文または欧文とする。
 - (2) 原稿の分量は、本文、図表等を含めた総頁数が和文40頁、欧文20頁以内とする。
 - (3) 制限分量を超える原稿に係わる印刷費については執筆者の負担とする。
 - (4) 原稿は電子媒体により提出することもできる。
 - (5) 表題と著者名は、それぞれに欧文表記を付ける。
 - (6) 原稿提出締切日は、各年1月末日とする。

(編集)

4. この紀要の編集は、若干名からなる編集委員会で行い、委員の任期は2年とする。
5. 編集委員は、本学教育職員から学長が任命し、再任を妨げない。
6. 原稿の採択は、編集委員会が審査の上、決定する。
7. 校正は、投稿者の責任において行う。
8. 別刷は、筆頭執筆者に30部を配布する。これを超える分については執筆者の負担とする。

(著作権の許諾)

9. 論文を投稿する者は、松本歯科大学に対して、当該論文に関する著作権につき許諾したものとする。

(論文等の電子化及びコンピューター・ネットワーク上の公開)

10. 採択された論文等は原則として電子化し、図書館ホームページ及び機関リポジトリなどを通してコンピューター・ネットワーク上に公開する。

(その他)

11. この要綱に定めるもののほかは、編集委員会で審議し、学長に報告する。

(改廃)

12. この要綱の改廃は、編集委員会の議を経て学長が決定する。

附則

この要綱は、2011年12月1日から施行する。